

医政発0703第4号  
令和8年7月3日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

### 地域医療構想策定ガイドラインについて

地域医療構想は、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築すること等を目的として、平成26年6月に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により医療法（昭和23年法律第205号）が改正され、同法第30条の4第1項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）の一部として位置付けられた。

これまでの地域医療構想は、令和7年までの中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、病床を中心に医療機関の機能分化・連携を進めるため、都道府県知事が将来の医療提供体制に関する考え方を示すものであったが、昨年12月に成立した医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）において、新たな地域医療構想は、令和22年頃を見据え、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少等の課題に的確に対応できるようにするため、病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とするものとされた。

改正法における国会審議の内容も踏まえつつ、令和7年7月に設置した「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において、今後、都道府県が具体的に地域医療構想を策定・推進するにあたり必要となる地域医療構想策定ガイドラインの策定に向けて検討が行われ、今般、この検討結果を踏まえ、「地域医療構想策定ガイドライン」（別添）を定めたところである。

貴職におかれては、「地域医療構想策定ガイドライン」を参考に、医療提供体制の確保に関する基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、地域医療構想の作成を行うとともに、本通知の内容について管下の指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知するようお願いする。

なお、本ガイドラインについては、今後、改正法の施行に伴い必要な法令改正を行うことから、パブリックコメント等を踏まえて内容に変更があった場合は改めて通知する。